

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、日本航空株式会社から、以下のとおりロックアウト（作業所閉鎖）を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 期間

令和 6 年 11 月 15 日以降

2 場所

日本航空キャビンクルーユニオンの組合員が従事する日本航空株式会社の全職場（別記の都道府県）

3 目的

日本航空キャビンクルーユニオンが年末一時金等の要求に関して行うストライキ等の争議行為に対抗するため

令和 6 年 11 月 13 日

厚生労働大臣 福岡 資麿

別 記

北海道	青森県	岩手県
秋田県	千葉県	東京都
石川県	愛知県	大阪府
兵庫県	島根県	岡山県
広島県	山口県	徳島県

香 川 県
福 岡 県
大 分 県
沖 縄 県

愛 媛 県
長 崎 県
宮 崎 県

高 知 県
熊 本 県
鹿 児 島 県